

Title	広島・長崎の原子爆弾に関する初期調査
Sub Title	Early reports on effect of atomic bombs at Hiroshima and Nagasaki
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1996
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.89, No.1 (1996. 4) ,p.108- 126
JaLC DOI	10.14991/001.19960401-0108
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19960401-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



広島・長崎の原子爆弾に関する初期調査

松村 高夫

I

1945年8月6日広島に原子爆弾が投下されると、直ちに軍と行政機関が大学、研究所の科学者の協力のもとに被害の調査・研究のため広島に入った。⁽¹⁾まず、6日の呉鎮守府調査団の調査につづいていくつかのグループが現地入りしたが、第1の目的は投下された爆弾が原子爆弾であるか否かの確認にあった。爆

弾投下16時間後、ホワイトハウスはトルーマン大統領の「原子爆弾に関する声明」を公表し、日本にポツダム宣言の受諾を要求していたし、6日、イギリスのアトリー首相も「原子爆弾製作の経緯」を発表していた。

大本営は8日、参謀本部第2部長有末精三を団長とし、陸軍省軍事課新妻中佐、陸軍航空本部技術部片桐少佐、理化学研究所仁科芳雄など約30名から成る調査団を広島に派遣した。⁽³⁾原子爆弾の確認は、「二号作戦」（原子爆

- (1) 被爆直後の調査について、広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』岩波書店 1979年は、次のように書いている。「8月6日呉鎮守府調査団（三井再男ら17名）、8月8日技術院調査団（松浦四郎ら4名）、大本営調査団（有末精三ら約30名）、陸軍省調査班（島田英夫ら4名）、海軍広島調査団（安井保門ら12名）、8月9日西部軍派遣調査隊（戸田古一郎ら30名）、8月10日京都帝国大学調査団（杉山繁輝ら5名、陸軍京都師団の要請による）、大阪帝国大学調査団（浅田常三郎ら5名、海軍の要請による）、8月14日には陸軍省第2次調査班（御園生圭輔ら7名）がそれぞれ広島に入った。これらの調査団には、仁科芳雄・玉木英彦・木村一治・村地孝一（理化学研究所）、松前重義（技術院）、杉山繁輝・荒勝文策・木村毅一・清水栄（京都帝国大学）、浅田常三郎・尾崎誠之助（大阪帝国大学）、大野章三・篠原健一（九州帝国大学）、島田英夫・松永直・成田久一・山科清・山岡静三郎・山田正明・桑田岩雄（陸海軍軍医）など、物理・工学・医学の専門家が加わっており、それぞれ貴重な調査結果を記録した。長崎では、8月10日長崎地区憲兵隊、8月14日呉鎮守府調査団（坂倉喬・西田亀久夫ら）などが初期調査をおこない、8月13日には篠原健一が、また8月14日には仁科芳雄が視察のため入市した。」（p.387）
- (2) 「八月六日広島空襲被害状況並ニ対策（第二号）」、広島市役所編『広島原爆戦災誌』、第5巻 資料編、1971年、pp.809-13.
- (3) 「陸軍航空本部技術部広島爆撃調査報告」（1945年8月10日）、広島県編『広島県史——原爆資料編』、1972年、p.365.

弾開発計画)を担ってきた仁科の指導に負うところが大きかった。仁科は8月7日夜理研の玉木英彦宛の書簡で、「玉木君 今度のトルーマン声明が事実とすれば、吾々「ニ」号研究の関係者は、文字通り腹を切る時が来たと思ふ。……今日も飛行機の故障で途中から引き返して来た。……明日は飛行機の都合で午後出発する。……広島は八割が只の一弾でやられ死傷十一万を出したといふことだ。その真似は広島へ行けばわかる。」⁽⁴⁾と書いている。大本営調査団は、8月10日に比治山東南の兵器補給廠で陸海軍合同特殊爆弾研究会を主催し、「本爆弾ノ主体ハ……原子爆弾ナリト認ム」とし、爆心は護国神社南方300メートル、高度550メートルと推定した。⁽⁵⁾8月8日に広島に派遣された技術院調査団も、8月10日、東京で政府と陸海軍の連絡会議に広島は爆弾が原子爆弾であるとの調査結果を報告している。

長崎には8月9日午前11時2分ごろ原子爆弾が投下された。同盟通信長崎支局は、一本だけ残った回線を通じて、正午に次のように報じた。

極秘 将校級

防衛情報乙特号(長其ノ一)

八月十日 ○八〇〇

防空情報室

八月九日長崎空襲状況及被害ニ関スル長崎同盟支局報(一二〇〇現在)左ノ如シ

青白キ光ト共ニ長崎市上空ニ大爆発音ト共ニ旋風巻起リ全市ハ暗黒トナル(家屋倒壊ノ為其ノ砂塵ノ為)敵ノ新型爆弾ト思ハルル爆発音ニ発ヲ聴ク、当時ハ警戒警報中ニシテ空襲警報解除後一時間ノコトアル、家屋ハ殆ント大部分屋根瓦、窓硝子飛散サレ電話ハ同盟専用線ノミ開通シアリ(一一一〇現在)全市ハ霞カカツタ程度ニ漸次晴レツツアリ、四、五発ノ爆発音聴ユ、市内数カ所ニ火災発生、山火事数カ所発生、大村ニ黒煙濛々ト上ルヲ長崎支局ヨリ望ミ得タリ

(一一三〇現在)

これは、原子爆弾投下の数分後の11時10分と11時30分現在の状況を報じている。長崎の原爆の第1報は、原爆投下直後(推定)に打たれた永野知事の九州地方総監、防空総本部長官、西部軍管区参謀長宛の電報であった。しかし、その内容は「……一一・〇二頃落下傘付新型爆弾二個を投下セリ 右爆弾ハ広島市ヲ攻撃セルモノノ小型ト認メラレ負傷者相当アル見込ナルモ広島ノ被害ニ比較し被害ノ程度極メテ輕微ニシテ死者並ニ家屋ノ倒壊ハ僅少ナリ」⁽⁶⁾とする、被害を不正確にしか捉えていないものだった。第2報は午後1時から2時の間にだされ、その日には計5つの報が

(4) 前掲『広島原爆戦災誌』, pp.430-31. に収録された書簡。

(5) 「陸海軍合同特殊爆弾研究会決定事項(要項抜粋)呉鎮守衛生部」, および、「八月六日広島空襲ニ対スル研究会議事概要 二〇・八・一〇 呉工廠」, 『同上』, pp.823-30. に複写収録されている。大本営調査報告(1945年8月10日)は、笹本征男『米軍占領下の原爆調査』, 新幹社, 1995年, pp.18-19. にも引用されている。

(6) 長崎市役所編『長崎原爆戦災誌』, 第5巻 資料編 1983年, p.181.

だされている。その意味で前掲の同盟支局報は、原爆投下直後の数少ない情報であるといえよう。

周知のように、8月9日には、広島の前爆投下とソ連参戦（9日の午前0時）という緊迫した状況のなかで、午前10時半より宮中でポツダム宣言の受諾をめぐる最高戦争指導者会議がひらかれていた。『長崎原爆戦災誌』は、永野知事の前記の第1報は、指導会議に午前11時半に内務省か大本営を経て届いたと推測し、少なくとも午後2時半から開かれた閣議には第1報が報告されたとしている⁽⁷⁾。その第1報が「死者並ニ家屋ノ倒壊ハ僅少ナリ」との報告であったから、よりいっそう同盟通信報のもつ意味は大きいと思われる。また、11時30分現在、「市内数カ所ニ火災発生」したのを「長崎支局ヨリ望ミ得タリ」とあるのも、『戦災史』が旧市内の第2次火災は「爆心地帯の火災から1時間余りたって、正午すぎに発生した。しかも一カ所でなく、各所におこった。これは爆発時における熱線が可燃物に潜伏し、やがて、自然発火に至ったものとされている⁽⁸⁾」と記述しているのとは差異がある。いずれにせよ、8月10日午前2時半頃、御前会議でポツダム宣言受諾が決定された。

防空情報室は、8月10日12時に、広島での前記の陸海軍合同会議の始まる前に、憲兵隊司令部岡村参謀の現地視察報告抜粋を報じている。それはいかに「特殊爆弾」に対処すべ

きを指示しているものであるが、当時の防護策なるものの水準を如実に示しているので、以下全文掲載しよう。

極秘 将校扱

防衛情報乙特号 広其ノ六

八月一〇日 一二〇〇

防空情報室

憲兵司令部岡村参謀現地視察報告抜粋

- 一、効力ハ甚大ニシテ半径概ネ三軒以内ハ「コンクリート」建物ヲ除クノ外木造建築倒壊シ各所同時ニ比較的燃焼シ易キ物料同時発火シ、人体露出面火傷シ宛モ「イペリット」毒瓦斯症状ノ軽度ナルモノニ類似シ熱光線ニ正対セルモノハ眼球ニ対スル傷害大ナリ
火傷死並ニ圧死セルモノ大ナリ
閃光、爆発音、軽度ノ地響キハ呉付近ニ於テモ之ヲ感ジ「ガラス」等ノ破壊ハ概ネ十付近に到リテモ現認セラル
- 二、先ツ閃光ヲ認メ続イテ爆煙ヲ見五秒以内ニ於テ（但シ距離ノ遠近ニ依リ若干ノ秒時ノ差アリ）熱光線人体ニ触レ然ル後強烈ナル爆風アリ 続イテ爆音ヲ聞ク過程ナリ
- 三、国民ノ戦意ノ低下恐怖心ノ防遏等ニ関シテハ深甚ナル考慮ヲ要ス
小見ニ依レハ特殊爆弾ニ威力大ナリト雖モ対抗ノ策、訓練ヲ普及セハ必スシモ策ナキニアラス
此ノ点宣伝啓蒙ノ要アリト思料ス

(7) 『同上』, p.189.

(8) 『同上』, p.190.

即チ人員ノ防護ニ関シテハ熱光線ハ物料ヲ貫通セス（ガラス等ノ透明体ハ浸透ス）又短時間ナリト雖モ炸裂ヲ現認シ熱線ノ到着迄 秒時アルヲ以テ避難可能ナリ

四、速カニ掩蓋待避壕（入口ヲフサク）止ムヲ得サレバ「タコ壺」防空壕ニ塗板、板等ヲ掩フ如ク処置シ止ムヲ得サル場合ハ熱光線ノ侵入方向ト反対側ノ戸、障子等ノ陰ニ避難スルモ損害ハ容易ニ減少シ得ル 又身体ヲ露出スルコトハ絶対ニ不可ナルヲ以テ防空頭布、手袋等ヲ用フルヲ可トシ外出者ハ常時携行セシムルヲ可トスルノ意見ナリ其ノ他光線侵入方向ニ対シ伏姿勢ヲとり絶対ニ熱光線方向ニ眼球ヲ向ケサルコト肝要ナリ

此ノ著意ニテ速カニ部内防衛分散セル各課、班ノ防護整備及教育ヲ実施セラレ度キ意見ナリ

五、特殊爆彈ノ威力上中央ニ於テモ考慮セラルル所ナランモ特攻機、重要生産工場ノ緊急防護、都市ノ更ニ徹底セル人員疎開並ニ要度少キ部隊ノ都市外ヘノ疎開等ハ必要ナリト思料ス

六、相当流言彌満スヘキニ付疎開者ノ旅行ノ為列車内ノ取締、郵便検閲其他流言ノ取締ニ関シ全国的ニ対策ヲ講セラルル要アリト思料ス

七、戦意ノ昂揚、敵思想謀略ノ防衛等ニ関シ中央部ニ於ケル宣伝方針ヲ速ニ確立スルノ要アリト思料ス

八、疎開者ノ受入ノ為輸送、主食、副食ノ配給特則等現地ニ於テ処理スヘキ事項ナル

モ中央ヨリ現地機関ニ対スル指導モ 其ノ要アリト思料ス

又確實ナル調査ニアラサルモ一部ノ者ノ言トシテ斯ル際ニ於ケル隣接府県ノ各機関ノ活発積極ナル而モ独断的救援ノ処置敏活ナラサル憾アリ

内務省情報

一、生産工場関係

1. 倉敷工業広島航空機器
2. 中国染料広工場 全壊
3. 旭兵器工業
4. 東洋製罐広島兵器製作所
5. 日本理化学工業広島工場
6. 大橋工業
7. 広島製糖 全壊ノ上全焼
8. 藤川製工所
9. 大東亜食糧企業
10. 広島モーター商会鉄工部

二、運輸関係

1. 広島駅、横川駅、己斐駅各全壊全焼
2. 貨車、客車、機関車、相当焼壊シタルモ目下調査中
3. 各駅共開通セリ

三、通信関係

郵便局、電話局共全焼通信途絶
放送局ハ放送ニ支障ナシ

II

陸軍省医務局は陸軍軍医学校に命じ、8月8日、陸軍省広島災害調査班を派遣した。『原子爆弾ニ依ル広島戦災医学的調査報告』（45年11月30日）は、次のように記している。

「八月七日陸軍省医務局カラノ指令デ広島ニ
從前トハ異ナル特殊ノ爆撃ガ行ハレ其ノ惨害
ハ甚大デアル 從ツテ之ガ対策トシテ陸軍軍
医学校ハ其ノ職員ヲ派遣シテ（一）爆撃ノ惨
害ノ程度ヲ確認シ（二）被害者診療ノ指導方
針ヲ決定シ（三）将来ニ於ケル之カ各般就中
防護ノ対策ヲ樹立スル様ニ命ゼラレタ。／陸
軍軍医学校デハ直チニ島田中佐以下五名ヲ派
遣スルニ決定シ八月八日午後広島ニ到着セシ
メタ。」⁽⁹⁾これが陸軍省第1次調査班である。

調査班の構成は、軍医学校島田中佐、陸軍
省松永少佐、軍医学校成田少佐、臨時東京第
一陸軍病院山科少佐、軍医学校万葉伍長であ
った。⁽¹⁰⁾7日島田は陸軍省の指示を受け、8日
所沢を出発、その日に広島に到着すると、8
月8日付で次のような電報（第3号）を打っ
ている。「一、調査班ハ一八・三〇広島ニ到着
業務ヲ開始ス 二、死者約三万、傷者約一〇
万 尚増加ノ見込……四、死者ハ圧死、焼死
ヲ主トス 傷者ノ大部ハ爆風熱ニヨル火傷ヲ
主トス……」⁽¹¹⁾

この陸軍省調査班も、調査2日目の8月10

日にはレントゲン・フィルムが感光している
ことから爆弾が放射能を含むことを確認し、
原子爆弾であるとほぼ断定した。調査班の8
月9日の陸軍医務局長宛電報（第4号）は、
「一、爆弾威力（詳細文）（1）爆弾殺傷効力及
建造物ノ破壊力ハ概ネ半径三軒トス（2）殺傷
ハ爆撃時発生セル特殊光線ニ依ル火傷及強力
ナル爆風ニ依ルモノト推定スベキモ 特殊光
線ニ直接皮膚ヲ燃烧セシム 尚「レントゲン
フィルム」ヲ感光セシム……二、陸軍病院被
害状況左ノ如シ（1）広一病全焼 職員患者ハ
割死亡（2）広二病全焼 職員患者約八割死傷
……三、「レントゲン」教官至急派遣セシメ
ラレ度」⁽¹²⁾としている。さらに、10日の前記の
陸海軍合同研究会議に出席した松永少佐が帰
り、「陸海軍合同研究会議ノ状況ヲ聴キ現在
迄調査セル事項ニ就キ之ヲ取纏ム 二二・〇
〇速報第五号ヲ作案」⁽¹³⁾した。8月10日付速報
（第5号）は、「一、投下弾ハ普通爆薬又ハ焼
夷弾ニアラズシテ原子爆弾又ハ同程度ノ威力
ヲ有スル特殊爆弾ナリ」⁽¹⁴⁾としている。

さらに、8月10日、陸軍省調査班は、「戦

（9） 陸軍軍医学校・臨時東京第一陸軍病院『原子爆弾ニ依ル広島戦災医学的調査報告』（1945年11月30日）の前陸軍軍医学校長井深健次による序言。この調査報告は、後に日本学術会議原子爆弾災害調査報告書刊行委員会編『原子爆弾災害調査報告集』第1分冊、日本学術振興会 1952年、pp.285-412. に収録されたが、その際、被爆者の氏名の一部を伏字にしたりするなど、そのまま収録してはいない。

（10） 「陸軍省広島災害調査班速報第1号」（1945年8月7日）は、前掲『広島県史』に収録されている（p.332）。

（11） 「同速報第3号」（電報）（1945年8月8日）は、『同上』に収録されている（pp.333-34）。

（12） この速報第4号は、「軍事極秘 特別緊急電報 発信地 広島 八月一〇日一八時〇〇分発 二三時一〇分著 二三時三〇分受 二四時〇〇分点 医務局長宛 発信者船舶参謀長 船依頼電第一六四号 広調班速報第四号」となっている。前掲『広島県史』に同文のものが収録されている（p.346）。電文で「詳細文」となっているフミは、『同上』 pp.346-53. に収録されている。

（13） 「陸軍省広島災害調査班行動表 昭和二〇・八・一四」は、前掲『広島県史』に収録されている（p.394）。

（14） 「同速報第5号」（1945年8月10日）は、前掲『広島県史』に収録されている（pp.353-54）。

訓（衛生）ヲ作案」し、「戦訓（衛生）ヲ医务局長ヨリ各軍管区軍医部長宛電報指示」した。また、「欄外加筆レントゲン教官派遣方要請」⁽¹⁵⁾ともある。

陸軍省医務局は、8月11日付「衛生速報第79号」で次のような「戦訓」をだした。

衛生速報（第七九号） 昭二〇・八・一一
陸軍省医務局

広島爆撃状況並ニ戦訓

一、一般状況

「警戒警報解除セラレタルニ敵機尚広島地区ニ行動シアルヲ以テ注意ヲ要ス」トノ放送後五分ニシテB29一機広島上空ヲ通過シ「マグネシウム様ノ猛烈ナル閃光ヲ見ルト共ニ大音響ヲ以テ炸裂シ市内ノ大半全滅ス 時ニ八時二十分ニシテ當時待避シアリタル者ハ殆トナキ模様ナリ飛行機ノ高度ハ一万一千八百メートルニシテ落下傘三個ノ投下ヲ認メ発火高度ハ千七百メートルト言ヒ又ハ八百五十メートルと言フ 投下後発火迄約一分間位ヲ要スルモノ、如シ特異ノ現象トシテ爆発後濃厚ナル灰白色ノ煙発生上昇次第ニツニ分レ上方白色ニ薄桃色ヲ帯ヒ下方ハ灰色一時間後爆心ヨリ三軒付近迄黒煙発生シ電光ヲモ発生ス約三十分間夕立ノ如キ物凄キ雨降ル

二、死傷状況

死 約三万、傷 約十万人ニシテ猶増加ノ見込
死因ハ圧死及焼死ヲ主トス傷者ノ大部分ハ高熱ニ依ル火傷ヲ主トス

三、爆風威力

爆心ヨリノ距離	人体ニ及ボス影響	構築物ニ及ボス影響
五〇〇米	内蔵露出	丸太ヲ組メル堅固ナル防空壕ハ異常ナシ
一・五軒以内	人ハ全裸体トナル	鉄筋コンクリート建物ハ倒壊セズ
一・八軒付近		半地下式家屋ハ無事
三軒以内	直面セル露出皮膚ハ火傷ス	木造建築物ハ全壊
三軒付近		防空壕異常ナシ
六軒以内		木造建築物ハ破壊
八軒以内		硝子破壊ス

大閃光ヲ発シテヨリ熱線及爆風ノ達スルニ四、五秒ノ余裕アルモノ、如シ 此ノ間ニ待避可能

四、防空壕ノ効果

1. 爆心ヨリ五〇〇米以内ニテモ五寸角材ヲボルト止メニテ枠組セル堅固ナル防空壕ハ異常ナシ 一・八軒付近ノ半地下式家屋ハ異常ナシ三軒付近ノ普通ノ防空壕ハ異常ナシ
2. 相当ノ土盛（三尺程度）アル掩蓋必要ナリ
3. 出入口ニハ高サ一米程度ノ堅固ナル爆風除ケヲ設置スルヲ要ス

五、火傷

1. 露出セル部分ハ二度火傷ヲ受ケ皮膚脱落シ襦袢等薄キ被服ヲ着シアル部分ハ水泡ヲ生シ軍服襦袢ノ二重トナリアル部分ハ軍服ノミ焼ケ皮膚ニハ何等ノ損傷ナシ
2. 火傷ハ爆心ノ方向一側ニ止マル 即チ輻射熱ニ依ル方向性ノモノニシテ光線ニ対スルト同様ニ物ノ陰ニ遮蔽セハ防御シ

(15) (13) と同じ、『同上』, pp.394-95.

得

爆心ヨリ三杆ニテ之ニ当面セル露出部分
ハ火傷ス

3. 一部ニ焼夷剤ニ依ル火傷混在シアルカ
如シ

六. 建築物

1. 木造家屋ハ総テ上方ヨリ押潰サル
2. 鉄筋コンクリート建築物ハ内部ノ器物
ハ破壊スルモ建物ハ無事ナリ
3. 汽車、電車ハ破壊セス其ノ俣側方ニ脱
線シアルモノアリ

七. 対策

1. 見張ヲ嚴重ニシ警報ヲ適切ニ発令スル
コト
2. 一機ト雖モ待避スルヲ要ス
3. 皮膚ノ露出部分ヲ無カラシムルコト
4. 堅固ナル掩蓋壕ヲ必要トス 爆風除ケ
ヲ付スヘシ
素掘ノ防空壕ノ場合ハ毛布ヲ被ルコト
防空壕ナケレハ直チニ伏セ目ト耳ヲ掩ヘ
5. 木造建築物ハ不可、屋内ニ居ルナ、鉄
筋コンクリートハ可
6. 人員、物件ノ強度ノ疎開

八. 本爆弾ニ関スル情報

「ウラニウム」(原子量二三五)ヲ以テスル
原子爆弾ナルモノ、如シ 俘虜情報ニ依レハ
破壊効力ハ一発ニ対シ六平方埋ニシテ B29
二〇〇〇機ニ匹敵スルト言フ 又本爆弾ハ昼
間晴天時有効ニシテ夜間及昼間雨天時ハ効力
少シト称シアリ

爆発ハ敵機脱去後若干經過後起ルヲ以テ為念

送付先 総軍、在内地各軍管区及各方面

(16) (9) の序言。

軍及各軍各師管区各師団

航空総軍、各航空軍、船舶、航
本、兵本、医校、東一病、東三
病、衛材、台湾軍、関東軍、栄、
甲、統、乙、仁、戌、登、呂、
呂武、桜、波、守、威、内鉄

ここでは、陸海軍合同会議の検討結果が凝縮されて表現されており、「ウラニウムヲ以テスル原子爆弾ナルモノ、如シ」とされ、その防護策が指示されている。送付先は、各軍管区軍医部長宛だけでなく、関東軍、台湾軍、さらには、栄、甲、波などの兵团にも宛てられている。

III

8月10日の「レントゲン教官至急派遣セシメラレ度」との連絡を受けて陸軍省は、14日第2次調査班を広島に派遣した。前掲『広島戦災医学的調査報告』によれば、「医務局及学校ハ広島派遣員ノ連絡報告ニ基イテ火傷ニ対シテハ陸軍囑託ノ福田助教授及同教室員並ニ川村講師ヲ又放射能関係ノ事項ニ対シテハ御園生少佐及仁科研究室員村地孝一、木村一治、玉木英彦ノ諸氏ヲ委嘱シテ夫々調査並ニ研究ヲ為ス様ニシタ」⁽¹⁶⁾ こうして陸軍軍医学校のレントゲン教官の御園生、理研の玉木、木村、村地の4名が、放射能調査をすべくローリッツエン検電器を携行し、陸軍省第2次調査班として8月14日朝、似島に着き、17日まで広島市内各所で放射能を測定した。他には、

京都帝大、大阪帝大の調査団も放射能の測定をした。原子爆弾の最初の公表は、仁科談として8月15日の各新聞でなされた。⁽¹⁷⁾

次の〔資料A〕は、この陸軍省第2次調査班の4名による調査報告である。続く〔資料B〕は、〔資料A〕の1945年9月6日付英訳されたものからの抜粋である。⁽¹⁸⁾ 注目すべきは、英訳にあたって数カ所にわたり改ざんがなされている点である。抜粋されている部分は、その改ざんされた箇所に関連した部分である。

〔資料A〕

広島戦災（放射能ニ関スル）調査報告

一、目的

特殊爆弾ニヨリ放射性物質ノ発生ノ有無並ニ之等及爆発時ノ放射線等、人体ニ及ボス影響ヲ明ニス

二、判決

1. 現在（八月十五日）爆心地付近ニ於テハ若干ノ放射能ノ増加ヲ認メ得ルモ人体ニ障害ヲ与ヘル程度ニハアラザルモノノ如シ
2. 爆撃直後ニ於テハ人体ニ障害ヲ与ヘ得ル程度ノ放射線或ハ放射性物質ノ存在セル事及ビ人工放射線物質ノ発現セルコトハ必ズシモ否定シ得ズ

三、調査方法

1. 空気ノイオン化能力ノ測定

イ、使用器械

ローリッツエン型電気計ヲ使用シ空気ノイオン化ノ多少ニ基ク検電器ノ放電速度ヲ測定シ以テ放射能ノ有無ヲ検ス

理由

伝ヘラルル如ク原子爆弾ナリトセバ核分裂ニ際シ中性子ノ放射ニヨリ所在ノ元素変換シ放射能ヲ獲得スルニ至リ、或ハ放射性物質ノ断片等ノ散乱ニヨリテモ其ノ付着物ニハ放射能存在スルニ至ルニヨリ、之等ノ付近ハ輻射線ノ作用ニヨリ空気ノイオン化増加スルニ至レバナリ

ロ、測定範囲

- i 爆心地付近空气中ノ状況
- ii 広一院、広二院ヨリ採取セル食塩、タングステン、アルミニウム
- iii 日赤ヨリ採取セル、金、白金、銀、タングステン、及カルシウム、ナトリウム、塩素、臭素、クローム、砒素、アンチモン等ノ化合物
- iv 屍体ノ骨（カルシウム並ニ磷）

2. 血液中ノ白血球

主トシテ広二院ニ依頼調査ス

(17) 仁科芳雄報告（『読売報知』1945年8月15日）は、前掲『広島県史』に収録されている（pp.473-74）。

(18) 〔資料A〕（日本文）は、慶應大学図書館所蔵。〔資料B〕（英文）は、笹本氏が国会図書館のGHQ／SCAP文書の中から発見したもので、結論の部分は、前掲笹本『米軍占領下の原爆調査』に引用されている（p.51）。報告書は二部からなっており、第一部は「広島空襲の調査記録」（1945年8月13日付、13ページ）であり、30人から構成された「陸軍医学委員会」の報告である。他の一つが〔資料B〕である。ともに日付は45年9月6日。訳はアメリカ太平洋軍総司令部の顧問委員会。笹本氏は、この報告書を日本政府がアメリカに提出したのは45年9月3日であると、ファレルからマンハッタン管区司令官への極秘電報から推定している（pp.50-51）。

理由

中性子輻射線ノ作用ニヨリ、容易ニ変化ヲ受クルハ造血組織並ニ生殖腺ナルニヨル

3. 在広島ノ各種感光材料ノ調査

医務局ヨリノ依頼品ヲ含ム

イ. 調査責任者

軍医少佐 御園生圭輔 (医校)

村地孝一 (医校 理研)

木村一治 (理研)

玉木英彦 (理研)

四. 調査結果ノ概要

1. ローリッツエン型電気計ニ依ル測定結果

イ. 爆心地付近ニ於ル空气中ノ状況 (付図第一参照)

似島ニ於ケル器械ノ自然漏洩ノ値ヲ標準トシ (主トシテ宇宙線, 土地ニ含マレル放射性物質, 器械ノ絶縁物ノ漏洩電流ニヨルモノ) 測定場所ニ於ケル漏洩速度ヲ自然漏洩速度トシ比シテアラハセバ次表ノ如シ

測定日時	測定場所	測定条件	値
14/VIII	①似島細菌検査室	二階及ビ地上	1
15/VIII	②東練兵場軍医部天幕中	地上67匁	×1.3
15/VIII	③西練兵場紙屋町入口	地上50匁	×5
17/VIII	④三篠橋タモト	自動車上	×1
17/VIII	⑤護国神社 西南40米	〃	×4.1
17/VIII	⑥護国神社 西南100米	〃	×3.5
17/VIII	⑦護国神社 北方600米	〃	×1
17/VIII	⑧紙屋町交差点南方30米	〃	×2.5
17/VIII	⑨安田生命横町西方30米	〃	×3
17/VIII	⑩白神社大楠	〃	×1
17/VIII	⑪日赤前	〃	×1

ロ. 広一院, 広二院跡ヨリ採取セル物質

イズレモ放射能ヲ証明シ得ズ, 尚再検査ノ予定 (於東京)

ハ. 日赤ヨリ採取スル各種物質

イズレモ放射能ヲ証明シ得ズ

ニ. 屍体ノ骨

既ニ焼却セル骨ノ多数ニ付キ及ビ似島ニテ解剖セル骨ノツキ検査シ放射能ヲ証明得ザリシモノモ多カリシモ左ノ骨ノツキテハ証明シ得タリ

測定日時	採取場所	骨ノ重量	値
14/VIII	似島 12日焼却ノモノ	2 g	×10
16/VIII	三篠橋墓地31号 7日焼却 (即死?)	2 g	×55
17/VIII	〃	2 g	×15
17/VIII	⑤測定場所付近ニテ 採取セル馬骨(?)	2 g	×100

尚似島収容患者ニテ14/VII死亡ノ者ニツキ骨並ニ金歯ニテ検スルモ証明シ得ズ

ホ. 測定ヨリ得タル結論

i 人体ニ障害ヲ与ヘル放射線量ヲ一日〇・ニγトセバ其ノ空気ノイオン化能力ハ略自然漏洩ノ千倍ニ相当スルニヨリ現在以後ニ於テハ爆心地ト雖ヘドモ先ヅ人ニ障害ヲ与ヘル程度ニハアラザルモノト思考セラル, 更ニ現地ノ放射能ハ日ト共ニ減少スルモノナリ

尚次項参照

ii 爆心地ニ於ル放射能ガ爆発時ニ生ゼル中性子ニヨリ生ゼルモノナリヤ, 敵ノ使用セル放射性元素ノ断片等ニヨルモノナリヤハ (イ) ノ結果ハ比較的「ムラ」ガ存スルニヨリ断定シ

得ズ、元素ノ断片ニヨルモノナリトセバ其ノ直上ニ居住セバ生物学的ニ障害ヲ生ズル可能性否定シ得ザルモ、比較的多量ノ断片ガ広く持続的ニ存在ストハ思考シ難シ
之ガ決定ニハ更ニ細カク点ヲトリ再測定ノ要アリ

- iii 骨ノ一部ニ証明セル放射能ハ焼骨ニ瓦ニツイテノ値ナルニヨリ全骨ニ換算セバ人体ニ障害ヲ与ヘル程度ト成リ得ルモノモ存ス、故ニ死亡セザル負傷者及ビ健康者中ニモ造血作用ニ障害ヲ生ズル程度ノ骨ノ放射能ヲ有セルモノモ存スル理ナリ
但シ骨ノ新陳代謝及ビ放射能ノ減衰ニヨリ障害性ハ時日ト共ニ低下ス

2. 白血球ニ関スル調査

イ. 爆弾破裂時中性子自身ニヨル急性障害トシテモ白血球減少症ハ発現シ得ルモ急性ノモノハ自後比較の早シ

ロ. 骨ガ活性トナル事ニヨリ慢性的ニ白血球減少症ヲ招来スル可能性モ存ス

ハ. 広二院ニテ12/VIII—16/VIIIノ間、入院者、病院勤務者及ビ中国軍管区司令部内ニ於ル健康者、負傷者ニツキ調査セル一四三例ヲ觀察スルニ、付表第一ノ如ク健康者ニハ比較の白血球減少者少ク、何等カノ受傷者ニ比較的減少者多シ

更ニ主トシテ健康者一部 受傷者ニツキ6/VIIIヨリ二・三日ノ間ニ嘔吐 吐気アリタルモノニツキ白血球ヲ検査スルニ、付表第二ノ如ク嘔吐アリタルモ

ノニ著明ニ減少者多シ（エックス線宿酔ニテ吐気、嘔吐アルコトアリ）

ニ. 五日市分院ニ収容セラレタル患者ニシテ火傷範囲或ハ負傷範囲比較の狭クシテ当初ハ元氣ナリタルモ次第ニ経過不良トナリ死亡セルモノアリタルニヨリ、17/VIII経過不良トナリツツアル患者五名ニツキ調査セルニ、六〇〇、一二〇〇、一三〇〇、三六〇〇、四八〇〇ト何レモ白血球ノ減少症ヲ示セリ
ホ. 以上ヨリ得タル結論

i (イ)ニ関スルモノニツキテハ調査日ノ遅レタルタメ確証ヲ得ズ

ii 広二院ノ調査ニヨル白血球減少ノ原因ハ受傷者健康者ノ当時ノ位置的關係明カナラズ又白血球減少ハ輻射線ニヨリテノミ生ズルモノニモアラザルニヨリ的確ナ結論ハ下シ得ズ、若シ斯ル患者死亡セバ其ノ骨ノ放射能ヲ検シ或ハ病理学的に検索スル事ニヨリ明トナシ得ル可能性ヲ有ス
尚白血球分類ニツキテハ広二院ニテ検査中ナリ

3. 感光材料ノ調査

付表第三ノ如ク被検フィルムハイズレモ「カブリ」ヲ生ジアリ、然レドモ「フィルムカブリ」ハ輻射線ニヨラズトモ打撃、圧迫、熱等ノ原因又不良保存法ニテモ生ジ得ルニヨリ断定シ得ザルモ、日赤ニテ得タル取枠内ニ存シ増感紙ニテ挟サマレタル「フィルム」ノ「カブリ」激シキ事ハ或程度輻射線ノ作用ヲ疑ハシム
確實ナラザルモ写真屋ノ「フィルム」ヲ

検シ「カブリ」存在セズトノ情報モアリ

4. 其他参考トナルベキ事項

イ. 剖検例ニ於テ脾臓ノ濾胞ノ構造肉眼的ニ明瞭ナラザルモノアリト（山科少佐）スル所見ハエックス線 γ 線ニテモ生ジ得

ロ. エックス線 γ 線等ニヨル火傷ニハ潜伏期存スルニヨリ6/VIIIヨリ一週後頃ヨリ火傷面以外ノ場所ニ発赤等ヲ認メ得バスル輻射線ノ存在ヲ証明シ得ルモ調査範囲内ニテハ該当者ナシ

ハ. 練兵場付近ニ於テ草ノ成長、樹木ノ新芽、ヒマノ新ナル発芽等ヲ認メ得タリ

五. 対策

1. 爆心地ニ先ズ人体ニ有害ナル程度ニ放射能全面的ニ存スルトハ思考セラレザルニヨリ人心安定ヲ策スル要アリ
2. 爆心地付近ノ練兵場ニ植物栽培ノ実験ヲ実施スルモ人心安定策ノ一助タルベシ
3. 白血球減少者等ノ爆心地付近ニ位置シ骨活性化ヲ疑ハシムル者ニ対シテハ日光浴、食物ノ改良等ニヨリ骨ノ新陳代謝ヲ活発ニスル要アリ
4. 更ニ女性ノ月経調査、妊娠者ノ調査ヲ実施セバ生殖腺ニ対シ障害ヲ与ヘタリヤ否ヤヲ明ニスルヲ得ベシ

六. 意見

1. 現在ニ於テモ前述ノ五日市分院ニ於ケル例ノ如ク死亡者存スルニヨリ更ニ臨床的ノ長期観察調査ヲ必要トスベシ
2. 爆心地ニ元素ノ断片等ノ存否決定ノ為更ニ再調査ヲ細カク実施スルヲ可トス

付表第一

白血球数	健康者	火 傷	ソノ他負傷	計
500	0	0	0	0
1500	0	2	0	2
2500	3	1	10	14
3500	9	0	6	15
4500	2	2	12	16
5500	10	3	10	23
6500	24	0	6	30
7500	13	3	6	22
8500	9	2	5	16
9500	5	0	0	5
計	75	13	55	143

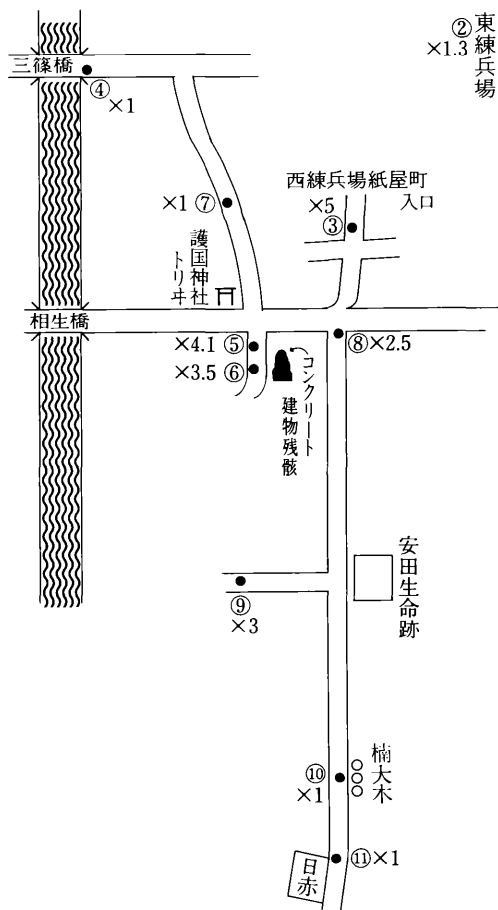
付表第二

嘔吐ニ関スル調査アルモノニツイテ			
白血球数	嘔 吐		
	(-)	(+)	
500			
1500			
2500	1	7	
3500	1	8	
4500	3	7	
5500	7	7	
6500	7	4	
7500	10	0	
8500	7	2	
9500	1	1	
計	37	36	73例

付表第三

蒐集場所	爆心ヨリ ノ距離	格納法	感光材料 ノ種類	「カブリ」 ノ程度
1. 三滝分院	2.5杆	室内放置	フィルム	+
2. 共済病院	3杆	不明	フィルム	+ (古フィルムノ 状況ニ近似)
3. 日赤	1.5杆	二階 亜鉛引箱中 (2.5櫃)	フィルム	+
4. 日赤	"	"	フィルム	+
5. 日赤	"	地下室	フィルム	+ (稍程度少シ)
6. 日赤	"	貯蔵箱内	フィルム	+
7. 日赤	"	二階 取替内	フィルム	+++
8. 日赤	"	二階 罐入	間接フィルム	+
9. 三滝分院	2.5杆	室内放置	富士乾板	++ (露光ノ疑アリ)
10. 吉島本町	3杆	"	オリエンタル 乾板	++ (")
11. 日赤	1.5杆	二階 亜鉛引箱	オリエンタル レントゲン紙	+ (?)
12. 日赤	"	"	富士印画紙	+ (?)

付図第一



〔資料B〕

SECRET

6 September 1945

FULL TRANSLATION OF REPORTS ON EFFECT OF ATOMIC BOMB AT HIROSHIMA

Part I. Report of Army (Japanese) Medical Committee (30 members) on cause of casualties, types of damage, study of relief measures undertaken and proposals for future action, dated 13 August 1945.

Part II. Report of Army (Japanese) Medical Group (4 members) on Radioactive substances produced by the Atomic Bomb, dated 15 August 1945.

Translation by G-2, GHQ AFPAC Advisory Committee

Part II

REPORT ON THE HIROSHIMA CATASTROPHE (regarding radioactivity)

A. MISSION

To determine whether or not radioactive substances were produced by the special bomb, and whether or not radioactive rays generated during the explosion and said radioactive substances, if any, can inflict harm to the human body.

B. FINDINGS

1. At present (15 August 45), an increase in radioactivity in the area of explosion has been noted, but not to the extent that it will be injurious to humans.

2. Immediately following the explosion, the amount of radioactive rays which caused human injuries could not be determined. Also, the actual presence of radioactive substances and the assumption that artificial radioactive substances were created, could not be proved.

(could not be determined および could not be proved との訳文は、放射線、放射性物質、人工放射線物質の発現は「必ずニモ否定シ得ズ」との原文〔資料A〕を反対の意味にしている。)

．．．．．略．．．．．

(e) Results obtained from measurements :

(1) Of the amount of radioactive rays injurious to the human body is assumed to be 0.2a per day, the atmospheric ionisation is roughly equivalent to 1000 times the self-leakage value. It is believed that injuries cannot be inflicted upon humans even when near the area of explosion. The

amount of radioactivity decreased with the lapse of time :

(even when near the area of explosion とし、放射能の量は時間とともに decreased とし、原文の「現在以後ニ於テハ」を訳出しないことにより、今後は放射能が人間に障害をあたえる程度ではないと考えられるとしていた原文の意味を、爆発時から、あるいは現在までにすでに障害をあたえる程度ではなくなったことを含意させている。)

(2) Because the results in (a) are comparatively inconsistent, it cannot be determined whether radioactivity at the area of explosion was initiated by neutrons formed at the time of explosion or by particles of radioactive elements used by the enemy. If it is to be assumed that radioactivity was produced by those particles, the possibility of organic injury certainly cannot be determined. It is difficult to imagine that comparatively large quantities of those particles exist in a widespread and undiminishing form. To ascertain this point, an immediate and thoroughly detailed re-investigation is necessary.

(「其ノ直上ニ居住セバ」を訳出せず、organic injury の可能性一般が確定できないとしている。)

(3) The values for radioactivity were derived from only 2 grams of charred bones. If these values are uniform throughout the entire bone structure, harm can be incurred by the human body. Consequently,

there can be patients and even healthy people in whose bone radioactivity exists to such a degree that blood production can be hindered. Harmful effects will decrease in time due to renewed bone growth and the decrease in radioactivity.

．．．．．(略)．．．．．

(e) Results

(1) 2(a) above was not confirmed conclusively because of delays.

(2) The decrease in white corpuscles among the patients examined at the HIROSHIMA No.2 Hospital could not be attributed to the effects of radiated rays since their relative locations at the time of injury could not be established definitely. If these patients die, bones can be examined and pathological examination conducted in order to clarify the problem. Classification of white corpuscles is being carried out at the HIROSHIMA No.2 Hospital.

(could not be attributed to the effects との訳出は、原文の「白血球減少ノ原因ハ……的確ナ結論ハ下シ得ズ」との意味を変更し、白血球の減少は放射線の影響に帰すことはできない、との意味にしている。そのためには不都合となる、原文の「白血球減少ハ放射線ニヨリテノミ生ズルモノニモアラザルニヨリ」を訳出していない。)

．．．．．(略)．．．．．

E. CONCLUSION

(原文は「対策」であり、以下での「人心安定策トシテ……」と書かれた部分などが訳出

されていない。)

1. Radioactivity does not exist around the center of explosion to any great degree or sufficient to affect human beings.

2. It is encouraging to note that vegetables can be cultivated on the parade grounds.

(原文の「植物栽培ノ実験ヲスルモ人心安定策ノ一助タルベシ」との対策・提言の意味を歪めている。)

3. Persons who are suffering from white corpuscle deficiency who were in the explosion area and those who might suffer from malfunction of the bones should take sun baths and consume wholesome food in order to restore the bone function.

4. An examination of menstruating and pregnant women might reveal whether or not the reproductive organs have been harmed.

F. CONCLUSION

(原文は「意見」)

1. Because deaths such as those in the ITSUKAICHI Branch Hospital might occur, clinical observations and examinations must be conducted over a prolonged period.

(deaths... might occur と訳出され、「死亡者存スルニヨリ」長期の観察調査の必要性が説かれていることが歪められている。)

2. A detailed re-investigation is necessary to determine the actual presence of particles of harmful elements.

日本文の報告書〔資料A〕自体が、放射能の残留と影響を過少評価している。すでに8月11日の「特別緊急電報」で、「調査団ヨリ／原子爆弾ノ爆発中心ニ於ケル放射能強キ増加ノ徴候アルヲ以テ取敢ズ左ノ如ク処置アリ度／爆発中心ヨリ約二軒以内ノ地区ニ常駐シアル者ノ白血病ヲ調査シ其ノ数四〇〇〇以下ナル者ハ中心ヨリ少クトモ約五軒以外ノ場所ニ移住セシメラレ度」⁽¹⁹⁾と報告され、爆心地付近の放射能の増加があること、移住させる必要のあるものは5キロ以外の地域に移住させることを提言していたのである。だが、上の報告書〔資料A〕では、「爆心地ニ先ズ人体ニ有害ナル程度ニ放射能全面的ニ存スルトハ思考セラレザルニヨリ人心安定ヲ策スル要アリ」とされているのである。

なお、8月15日付の「陸軍省広島災害調査班の総軍軍医部長に対する状況報告」には、8月14日に「御園生少佐（陸医校）以下四名放射線研究班並ニ福田教授以下三名ノ火傷調査班派遣セラル」と記され、「本調査班派遣ノ目的ハ広島ニ於ケル敵新型爆弾ノ真相ヲ究明シ速ニソノ対策特ニ人体ニ及ボス影響並ニ之ガ対策ヲ急速ニ樹立シ今後ノ作戦遂行ニ遺憾ナカラシムル重要緊急要務ナルニ鑑ミ」とされ、15日になお、今後の作戦遂行のための調査であると明記されている。

英文の報告書〔資料B〕の指摘した数カ所の誤訳、不適訳は偶然の重なりとは考えられない。原子爆弾投下直後から放射能の人体に

たいする害はないとする方向に沿って、ある箇所では正反対に訳し、ある箇所では微妙に意味を変えたり、訳出しなかったりしていると捉えるのが自然であろう。

IV

アメリカは英訳にあたってなぜこのような改ざんをしたのか。この点を明らかにするために、45年8月下旬・9月上旬以降の原爆調査の跡を辿ってみよう。

8月下旬から9月上旬に、大学・研究機関による広島・長崎の調査と救護活動が加わった。従来の陸軍軍医学校と理研の調査に、都築正男を中心とする東京帝国大学医学部が加わり、三者一体となって調査・研究がすすめられたのである。広島に派遣された調査団は、東大から都築を団長とする石橋幸雄（外科）、中尾喜久（内科）、三宅仁・石井善一郎（病理学）が、陸軍軍医学校から御園生圭輔・山科清・本橋均など、理研から杉本朝雄・山崎文男などが加わり、8月29日に広島に入った。これが、陸軍省第3次調査班であり、「再調査」と称した。「……八月二十九日ヨリ広島デ研究調査ヲ開始シテ多クノ臨床例及剖検例ニ就テ一層学術的調査ヲ遂ケラレ同時ニ字品分院ニ於ケル職員ト共ニ傷者ノ診療ニモ務メラレタ」⁽²⁰⁾陸軍省第3次調査（再調査）の結果は、「陸軍省広島戦災再調査班報告」として、第1号（9月1日）から第7号（9月10日）

(19) 「軍事極秘 八・一一・二四〇〇発所受 〇四四〇著所受 広島船舶参謀長 通電先 西部軍、二総 船依頼電第一六九号 特別緊急電報」

(20) (9)の序言。

まで次々と⁽²¹⁾だされた。三宅らは8月30日から9月8日までに26例の病理解剖を行った。すでに、被爆者病理解剖は、被爆2週間以内に25例が、似島検疫所（山科清による8月10—15日の12例など15例）⁽²²⁾などで行われていた。山崎文男、杉本朝雄は、ガイガー計数管をつ⁽²³⁾かって放射能の測定を行った。9月1日には、放射能（山崎）、血液学（本橋）、熱傷外科（石橋）、病理学（三宅・山科）などのテーマの研究会を開き、それを基礎にして都築と三宅は、9月3日広島県庁で「原爆症に関する世界最初の講演会」⁽²⁴⁾を行った。都築はその日に記者会見をして調査結果を公表している。

京都帝大は、8月27日、中国軍管区司令部の要請により、40名程が2班にわかれ、9月3日から4日にかけて広島に入った。後に金沢医科大学の石川太刀雄⁽²⁵⁾が加わっている。京大現地調査は、9月17日の枕崎台風により、基地にしていた大野陸軍病院が倒壊して11名⁽²⁶⁾が殉職したため挫折した。

長崎へは8月下旬から9月上旬に九州帝国大学、熊本医科大学などが調査・救護に入った。

以上のように、原子爆弾初期調査は、日本軍を中心に大学・研究機関の共同のもとですめられていたが、アメリカが日本進駐と同時に「マンハッタン管区調査団」を来日させ、アメリカの核政策の必要性からこの後の原爆調査・研究を行ったことから、公表も禁止され研究内容も歪められることになった。「マンハッタン管区調査団」はトマス・ファレルを指揮官とし、スタフォード・ウォレン以下約30名で構成された。ファレルは、マンハッタン計画の副指揮官であり、日本への原子爆弾投下の作戦の指揮にあたった人物である。ウォレンはマンハッタン計画の医学部長である。ファレルら一行は、8月30日横浜港に着き、調査の準備に入った。

この時期のアメリカ調査団の来日目的については、学界の見解が分かれるところであるが、アメリカは「マンハッタン計画の中で放射線の効果についての研究を行わなかった」（服部学）とか、「投下の結果に関する事後調査についても全く計画されていなかった」（松坂義正）と捉えることは不自然である。

(21) 「広島戦災再調査報告」は、第1号から第7号までいずれも前掲『広島県史』に再録されている（pp.400-20）。

(22) 前掲『広島・長崎の原爆災害』, pp.388-89.

(23) 広島市編『広島新史 資料編 I（都築資料）』, 1981年, p.xiii.

(24) 『中国新聞』（1945年9月3日・9月5日）は、『広島県史』に収録されている（pp.507-10）。都築正男「所謂「原子爆弾傷」に就いて、特に医学の立場からの対策」、『総合医学』, 第2巻第14号, 1945年10月号は、前掲『広島県史』に収録されている（pp.497-507）。論文の末尾には、「昭和二十年九月八日米国原子爆弾損害調査団を案内して広島市へ向ふ時記す」とある。

(25) 石川太刀雄は731部隊（関東軍防疫給水部）で細菌研究に従事していた医師。ヒル・レポート（1947年12月12日）には、「金沢の病理標本は、ハルビンから石川太刀雄によって1943年に持ってこられた。それは約500の人間の事例からの標本から成っている」とある。「ヒル・レポート」は、松村高夫編『論争・731部隊』晩声社、1994年に収録されている。

(26) 「第三号 状況報告（1945年）九月二十一日 臨東一派遣調査班長 臨時東京第一陸軍病院長殿」に詳述されている。

「原爆投下の結果についての子備的調査および進駐アメリカ軍人の安全のための残留放射能の有無の確認を任とした」(『広島・長崎の原爆災害』)だけではなく、「まさにマンハッタン計画の一環とも言える、用意周到に準備された調査団であった」(中川保雄)⁽²⁷⁾とするのが正しい指摘であろう。

一方、アメリカ太平洋軍顧問軍医アシュレイ・オーターソンは、原子爆弾の人体への影響の調査を必要性を8月28日総司令部に訴え、その結果25名からなるアメリカ陸軍軍医団調査班が編成された。9月4日オーターソン、ファレル、ウォレンは東京で会合し、両調査団が合同で医学的報告書を作成することを決め、調査をすすめていた都築正男に接触する。アメリカは被爆者の反感を抑え、無差別大量殺害に対する世界の批判をかわすために、原子爆弾の被害を過少に評価する政策を継続した。被爆者を調査に協力させ、被爆直後の日本側の調査資料も入手し基礎的データを収集する。それはアメリカの核支配政策にとって必要だった。

原子爆弾の被害の一部がウィリアム・バーチェット記者により『デイリー・エクスプレス』に報道されたのが9月5日であり、原爆の被害は世界に知られ始めた。バーチェットは、9月3日、広島通信病院を訪れ、ある患者の付添人から「アメリカは原爆を作ったの

だから、原爆症の治療法は分かっているはずだ。アメリカから医師を派遣してもらわないことには、治療の方法がないではないか」と言われ、東京に帰ってGHQに訴えた。⁽²⁸⁾しかし翌6日、ファレルは、東京帝国ホテルでGHQ記者団と記者会見を行い、「広島・長崎で原爆症で死ぬべき者は死んでしまい、9月上旬現在、原爆症で苦しんでいるものは皆無である」⁽²⁹⁾と声明したのである。「マンハッタン管区調査団」が広島に入り調査する2日前に、現地に行かずにすでにこのような声明をだしたのは、原子爆弾の人的被害、とくに放射線による被害を過少にみせる宣伝を政策的に開始したことを示している。〔資料B〕が9月6日付であることに注意されたい。翻訳に際して改ざんした意図は明瞭であろう。

9月8日ファレル以下13名の第1班は、厚木飛行場から米軍機6機で広島に向かった。「飛行機には都築正男、本橋均、外務省から派遣された篠原教授、赤十字国際委員会のマルセル・ジュノー博士などが同乗していた。広島に着いた一行は海軍呉鎮守府が準備したバスに乗って中国軍管区司令部に行き、第二総軍司令官畑俊六元帥の出迎えを受けた後、⁽³⁰⁾広島の調査を開始した。」ファレルの第2班は9月9日長崎に入った。ファレル自身は9月9日東京に戻り、12日に再度記者会見を行った。今回は、原爆の爆風・熱線による破壊

(27) 服部学『核兵器と核戦争』、大月書店、1982年、p.38；松坂義正『広島医学』20、1967年、p.233；前掲『広島・長崎の原爆災害』、p.392；中川保雄「広島・長崎の原爆放射線影響研究——急性死・急性障害の過少評価」、『科学史研究』、II期25巻、No.158、1986年春、p.21。

(28) 前掲『広島新史』、pp.xiv-xv（今堀誠一による資料解説）。

(29) 前掲『広島・長崎の原爆災害』、p.250。

(30) 前掲笹本『米軍占領下の原爆調査』pp.54-55。

力が予想以上のものであったことは認めざるをえなかったが、それと対照的に放射線の効果は限定的であったと発表した。⁽³¹⁾

45年9月14日学術研究会議（会長林春雄）は「原子爆弾災害調査研究特別委員会」を設置することを決定した。これは文部省科学教育局、学術研究会議、仁科（理研）の間で検討してきた結果であった。アメリカと日本側との打合せ会議は、9月22日東京帝国大学医学部で開かれた。こうして、「日本に於ける原子爆弾の影響に関する日米合同調査団」が組織された。それはオーターソン指揮下のGHQ軍医団、ファレル指揮下のマンハッタン管区調査団、都築指揮下の日本側研究者の三者から成り、オーターソンが全権代表者であった。日本では「日米合同調査団」と称されたが、もちろんこれは真相究明のための対等な合同調査ではなく、アメリカでの正式名称が「日本における原子爆弾の効果を調査するための軍合同委員会（The Armed Forces Joint Commission for Investigating Effects of the Atomic Bomb in Japan）」となつて⁽³²⁾いたことが示唆するように、アメリカの国益

のための調査であった。

日本側では9月28日長崎へ、10月12日広島へ現地入りした。広島では、すでに陸軍省医務局と陸軍軍医学校が144名の「特設救護班」を編成して広島に派遣し、9月12日より広島陸軍病院宇品分院で業務を開始していた（ここでは10月10日までの約1か月間に入院患者194名、外来患者約600名を診療した⁽³³⁾）が、これが日本側調査団に協力した。長崎では九州帝国大学、長崎医科大学、大村海軍病院が協力した。10月24日には、「原子爆弾災害調査研究特別委員会」9分科会の各委員が任命され、会長に林春雄が就任した。それは自然科学の全分野を含み、全国の医学部教授30名、研究員150名、助手1000名という大規模なものであったが、最初から人文・社会科学の研究者は除外されていた。45年9月19日、GHQはプレスコードを指令し、言論・報道・出版などを規制したが、同年11月30日の「特別委員会」の第1回報告会の席上、GHQ経済科学部の担当官は、日本人による原子爆弾災害研究はGHQの許可を要すること、またその結果の公表を禁止する旨通告している。⁽³⁴⁾

(31) W. Burchett, *Hiroshima Today*, 成田良雄・文京洙訳『広島 TODAY』連合出版 1983年、および、W. バーチェット「忘れられぬ無言の抗議——私はヒロシマで何をみたか」『世界』1954年8月号。

(32) 前掲中川「広島・長崎の原爆放射線影響研究」, p.21. の指摘。「この委員会はよく日米合同委員会とよばれているが、実際の行動のあり方からみても、総司令部の指揮下にあつて、アメリカ軍が必要とする調査の実施機関であつたことは明らかである。」（前掲『広島新史』, p.xix.）

(33) （9）の序言。

(34) この45年11月30日の第1回特別委員会で、「臨席していたGHQ科学課のケリー、アレンの両氏が発言を求め、原爆関係のことは連合軍のトップシークレットであるから、日本人の行った災害研究の成果を発表することは、許可されないと宣言した。」（前掲『広島新史』p.xvii）都築は、「たとえ進駐軍の命令であっても、医学上の問題について、研究発表を禁止することは、人道上、許されることではない」との意見を英語で表明し、この「原子爆弾災害調査特別委員会」の設置の推進者である文部省科学教育局長山崎匡輔を中にはさんで、「アレン氏と都築教授の間に激しい論議がくゝ

「日米合同調査」は45年11月までに終了し、その日本側の調査結果は謄写版刷りで関係者に配布されたが、アメリカ側の意向で公表できなかった。これが本稿でも引用した『広島戦災医学的調査報告』（45年11月30日）である。「特別委員会」は1947年まで調査・研究をすすめる間、特別委員会を3回開き報告がなされている（46年2月28日、47年4月7日と計3回開催）が、当時は日本人研究者の調査結果の発表は許されず、その多くは秘密にされた。この「特別委員会」の成果は、後に日本学術会議が『原子爆弾災害調査報告書総括編』（51年8月）、『原子爆弾災害調査報告集 第1分冊、第2分冊』として出版されることになる。

アメリカは原爆の長期的な人体にたいする影響を調査するために、ABCCを設置した。

この委員会の設置がトルーマンにより指令されたのは46年11月26日、広島赤十字病院において被爆者の血液学的調査に着手したのは47年4月であった。都築は46年8月15日に公職追放になり、東大教授を辞していたが、47年7月16日、アメリカは都築をABCCより解任した。ABCCが治療はせずに、資料を入手するだけのアメリカのための調査であり、1975年まで長期にわたって被爆者調査を半ば強制的に行ったことは、周知のことであろう。

（付記） 原爆関係の基礎文献は、中鉢正美原爆関連コレクション（慶應大学図書館）を使用させていただいた。また、本稿作成の契機は、共同通信の谷俊宏・太田昌克記者により与えられた。ともに記して謝意を表したい。

（経済学部教授）

ゝりかえされた」という（同上）。なお、原爆とプレスコードについては、堀場清子『原爆 表現と検閲』朝日新聞社、1995年を参照されたい。